

○環境省告示第十三号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十九号（土壤含有量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年一月三十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

付表

検液は、以下の方法により作成するものとする。

1 (略)

2 試料の作成

採取した土壌を 30℃を超えない温度 で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕（注1）した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

3 検液の作成

(1)カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料 6 g 以上を量り採り、試料（単位 g）と溶媒（水（日本工業規格 K0557 に規定する A 3 又は A 4 のものをいう。以下同じ。）に塩酸を加え塩酸が 1 mol/l となるようにしたもの）（単位 ml）とを重量体積比 3 % の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温（おおむね 25℃）常圧（おおむね 1 気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの）を用いて

付表

検液は、以下の方法により作成するものとする。

1 (略)

2 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

3 検液の作成

(1)カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料 6 g 以上を量り採り、試料（単位 g）と溶媒（純水に塩酸を加え塩酸が 1 mol/l となるようにしたもの）（単位 ml）とを重量体積比 3 % の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温（おおむね 25℃）常圧（おおむね 1 気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの）を用いて

、2時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

(2)六価クロム化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料6g以上を量り採り、試料(単位g)と溶媒(水に炭酸ナトリウム0.005mol(炭酸ナトリウム(無水物)0.53g)及び炭酸水素ナトリウム0.01mol(炭酸水素ナトリウム0.84g))を溶解して11としたもの(単位ml)とを重量体積比3%の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温(おおむね25℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、2時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

、2時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

(2)六価クロム化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料6g以上を量り採り、試料(単位g)と溶媒(純水に炭酸ナトリウム0.005mol(炭酸ナトリウム(無水物)0.53g)及び炭酸水素ナトリウム0.01mol(炭酸水素ナトリウム0.84g))を溶解して11としたもの(単位ml)とを重量体積比3%の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温(おおむね25℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、2時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

(3)シアン化合物については、次の方法による。

ア～オ (略)

カ 数分間放置した後蒸留フラスコを加熱し、留出速度 2～3ml/分で蒸留する(注2)。受器の液量が約 180ml になったら、冷却管の先端を留出液から離して蒸留を止める。冷却管の内外を少量の水で洗い、洗液は留出液と合わせる。

キ フェノールフタレイン溶液 (5g/l) 2～3 滴を加え、開栓中にシアン化物イオンがシアン化水素となって揮散しないよう手早く酢酸 (1+9) で中和し、水を加えて 250ml とし、これを検液とする(注3)。

(注1) 土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこと。

(注2) (略)

(注3) (略)

(3)シアン化合物については、次の方法による。

ア～オ (略)

カ 数分間放置した後蒸留フラスコを加熱し、留出速度 2～3ml/分で蒸留する(注1)。受器の液量が約 180ml になったら、冷却管の先端を留出液から離して蒸留を止める。冷却管の内外を少量の水で洗い、洗液は留出液と合わせる。

キ フェノールフタレイン溶液 (5g/l) 2～3 滴を加え、開栓中にシアン化物イオンがシアン化水素となって揮散しないよう手早く酢酸 (1+9) で中和し、水を加えて 250ml とし、これを検液とする(注2)。

(新規)

(注1) (略)

(注2) (略)